

甲賀市監査委員条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）が施行されることに伴い、関係する 5 つの条例を一括して改正するものです。

2 改正の概要

- （１） 甲賀市監査委員条例について、地方自治法の引用条文箇所の「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改めます。

【第 1 条関係】

- （２） 甲賀市水道事業設置等に関する条例、甲賀市病院事業設置等に関する条例、甲賀市下水道事業設置等に関する条例及び甲賀市立みなくち診療所条例について、地方自治法の引用条文箇所の「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改めます。

【第 2 条～第 5 条関係】

- （３） この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日である令和 8 年 9 月 2 4 日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

上位法の改正に伴う引用条文の改正のため、内容に変更はありません。